第四十一条に次の一項を加える。

4　保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第三十八条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第四十二条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（救急救命士法の一部改正）

第百六十七条　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

第百六十八条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　広島市又は長崎市の長が前項に規定する交付又は支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第百六十九条　次に掲げる法律の規定中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「この条」を「この項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第七条第二項

二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第九条第二項

（介護保険法の一部改正）

第百七十条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

第百七十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第百七十一条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百七十四条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第百九十二条中「六十日」を「三月」に改める。

第百九十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第百七十二条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（言語聴覚士法の一部改正）

第百七十三条　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第百七十四条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「再審査請求」の下に「及び再々審査請求」を加え、同条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づき」を削り、同条第四項中「行政不服審査法に基づき」を削り、同条に次の一項を加える。

7　第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

第四十条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条中「第一号法定受託事務」の下に「（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　保健所を設置する市又は特別区の長が第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第六十五条の二中「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」を削る。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第百七十五条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の五の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。